

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給、障害児入所措置に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県知事

公表日

令和4年8月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児入所支援に係る支給決定事務
②事務の概要	・児童福祉法第24条の2の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給に関する事務 ・児童福祉法第56条第1項の障害児の入所措置に係る負担能力の認定又は同条第2項の費用徴収に関する事務
③システムの名称	障害児施設支給決定情報管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児入所支援情報ファイル及び障害児措置情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号、第2号、第3号、第5号、第8号、第9号、第10号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号、第3号、第4号 項番14 第11条 項番15 第11条の2 項番16 第12条第2号、第6号 項番108 第55条第1号へ、第2号二、第8号二 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番16 第12条第2号二、ホ、6号二、ホ 項番10 第9条第1号イ、第2号、第3号イ 項番26 第19条第1号へ 項番57 第31条第1号ロ、第2号イ、ロ、第5号イ、ロ 項番87 第44条第1号へ 項番108 第55条第1号へ、第2号二、第8号二 項番116 第59条の二の二第1号ホ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秋田県総務部広報広聴課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-4091
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秋田県健康福祉部障害福祉課 秋田県秋田市山王四丁目1-1 018-860-1332

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年11月18日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成31年3月27日	I 1 ③	障害児施設支給決定情報管理システム、児童相談システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	障害児施設支給決定情報管理システム	事後	軽微な変更(該当するシステムの見直しによる)
平成31年3月27日	I 5 ②	障害福祉課長 柳澤由夫	課長	事後	
平成31年3月27日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅳ リスク対策	項目なし	項目追加	事後	軽微な変更(様式変更による)
令和2年7月31日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 4②	番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号、第3号、第4号、第5号 項番14 第11条 項番15 第11条の2 項番16 第12条第2号、第6号 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番16 第12条第2号、6号 項番26 第19条第1号へ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第3号 項番57 第31条第1号、第2号イ、ロ、第5号イ、ロ 項番87 第44条第1号へ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号、第3号、第4号 項番14 第11条 項番15 第11条の2 項番16 第12条第2号、第6号 項番108 第55条第1号へ、第2号二、第7号二 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番16 第12条第2号、6号 項番10 第9条第1号イ、第2号、第3号イ 項番26 第19条第1号へ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第3号 項番57 第31条第1号ロ、第2号イ、ロ、第5号イ、ロ 項番87 第44条第1号へ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番108 第55条第1号へ、第2号、第7号二 項番116 第59条第1号ホ	事後	軽微な変更（番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更）
令和3年7月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 4②	番号法第19条第7号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号、第3号、第4号 項番14 第11条 項番15 第11条の2 項番16 第12条第2号、第6号 項番108 第55条第1号へ、第2号 二、第7号二 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番16 第12条第2号、6号 項番10 第9条第1号イ、第2号、第3号イ 項番26 第19条第1号へ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番56-2 第30条第3号 項番57 第31条第1号ロ、第2号イ、ロ、第5号イ、ロ 項番87 第44条第1号へ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号 項番108 第55条第1号へ、第2号、第7号二 項番116 第59条第1号ホ	番号法第19条第8号 【情報照会】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番8 第7条第2号、第3号、第4号 項番14 第11条 項番15 第11条の2 項番16 第12条第2号、第6号 項番108 第55条第1号へ、第2号 二、第8号二 【情報提供】 別表第2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 項番16 第12条第2号二、ホ、6号 二、ホ 項番10 第9条第1号イ、第2号、第3号イ 項番26 第19条第1号へ 項番57 第31条第1号ロ、第2号イ、ロ、第5号イ、ロ 項番87 第44条第1号へ 項番108 第55条第1号へ、第2号 二、第8号二 項番116 第59条の二の二第1号ホ	事後	軽微な変更(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による条項変更)
令和4年8月9日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月9日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月9日	IV8監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	